

指定訪問看護 重要事項説明書

指定訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号（厚生労働省令第 79 号改正）第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

名 称	医療法人 Epsilon
所 在 地	〒310-0022 茨城県水戸市梅香 1-2-50
電 話 番 号	TEL：029-303-1155
代 表 者 氏 名	理事長 高尾 哲也
設 立 年 月 日	平成 26 年 6 月 16 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護
指 定 年 月 日	
事 業 所 名	医療法人 Epsilon 精神科訪問看護ステーション梅香
事業所所在地等	〒310-0022 茨城県水戸市梅香 1-2-50-1 階 TEL：029-232-8066
管 理 者 氏 名	岩堀 亜紀子
交 通	JR 水戸駅より徒歩 15 分

3. 事業の目的

主治の医師が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、居宅において、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

4. 運営方針

- (1) 利用者が心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、主治の医師、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービス等を提供する機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

5. 事業所営業日および営業時間、サービス提供日および提供時間

事業所営業日	月曜日から金曜日まで (ただし、国民の祝日および年末年始休みを除く)
事業所営業時間	午前9時00分から午後5時00分 (但し、左記の間に1時間の休憩時間をとるものとする)
サービス提供日	事業所営業日と同一
サービス提供時間	午前9時30分から午後5時00分

※上記サービス提供日および提供時間外に訪問看護の利用を希望する場合は別途定めるその他の費用の支払いが必要となります。詳細はご相談ください。

6. 営業地域

通常サービス提供地域	茨城県水戸市・ひたちなか市
------------	---------------

※相談により上記地域以外にもサービス提供致します。その際は、状況に応じて別途交通費をいただく場合があります。詳細はご相談ください。

7. 職員体制

職 種	常 勤		非 常 勤	
	専 従	兼 務	専 従	兼 務
管 理 者		1		
看 護 師		1	1	4
作 業 療 法 士				
精神保健福祉士				

8. 利用料金

(1) 基本利用料

健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律および介護保険法に規定されるサービスについては、厚生労働大臣が定める額の支払いとなります。

※自立支援医療（通院精神医療）を受給している方、生活保護を受けている方は、上記費用の減免が受けられますのでお申し出ください。

(2) その他の利用料

上記の保険制度の給付対象とならないサービスについては、別途定めのとおり、その利用状況により利用者の全額負担となります。

(3) 利用料金の支払い

上記(1)、(2)の料金は毎月末締め1カ月毎に計算、請求いたしますので、サービス提供を受けた翌々月15日までにサービス利用時、現金でお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用者の都合により、サービスの中止、変更および新たなサービスの追加をすることができます。この場合には、サービス利用予定日の前日までに事業者へ申し出てください。

○サービスの利用の変更および追加の申し出に対して、訪問看護従事者の稼働状況により、希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を提示して、その利用について協議いたします。

9. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故や体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治の医師、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡し対応いたします。

□ 緊急時の連絡先

利用者（家族）： _____

主治の医師： _____

10. 緊急時の対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力行為や迷惑行為等があった場合は、サービスを中止することがあります。

11. 苦情の受付について

当 事 業 所 相 談 窓 口	9:30～17:30（日曜・祝日・年末年始を除く） 管理者：岩堀 亜紀子 TEL：029-232-8066
苦 情 解 決 責 任 者	医療法人 Epsilon：高尾哲也 9:30～17:30（日曜・祝日・年末年始を除く） TEL：029-246-6033
（介護サービスについて） 水戸市役所 福祉部 介護保険課	水戸市中央 1-4-1 平日（月曜～金曜）9:00～17:00 TEL：029-232-9177 Fax：029-232-9230
（介護サービスについて） 茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課（介護苦情相談係）	水戸市笠原町 978-26 市町村会館 3 階 平日（月曜～金曜）9:00～17:00 TEL：029-301-1565 Fax：029-301-1579

(別表1)

訪問看護料金表（医療保険）令和6年6月1日現在

保険単位と基本利用料

後期高齢者（75歳以上）	1割、現役並みの所得の方は3割		
健康保険	国民健康保険	高齢受給者（70～74歳）	2割、現役並みの所得の方は3割
		一般（70歳未満）	3割

基本利用料明細

訪問看護基本療養費Ⅰ （1日につき）	週3日まで 5,550円 週4日以降 6,550円（厚生労働大臣が認める疾患等）
訪問看護基本療養費Ⅲ （1日につき） （同一建物居住者）	週3日まで 5,550円 週4日以降 6,550円（厚生労働大臣が認める疾患等）
訪問看護基本療養費Ⅳ （在宅療養に備えた外泊時）	8,500円（入院中に1回、厚生労働大臣が認める疾患は入院中に2回）
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで 30分以上 5,550円 30分未満 4,250円 週4日目以降 30分以上 6,550円 30分未満 5,100円
退院支援指導加算 （週4日以上訪問できる方）	6,000円
訪問看護管理療養費 （1日につき）	月の初日：7,670円 2日目以降：2,500円
長時間精神訪問 （90分超え/週1回）	5,200円
情報提供療養費	1,500円（1月につき）
訪問看護医療DX情報活用加算 （1月につき）	50円

(別表 2)

訪問看護料金表（介護保険）令和 6 年 6 月 1 日現在

1（介護予防）訪問看護の介護報酬に係る費用

		6 級地		10.42 円	
		単位数	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3 割)
（一回につき） 訪問看護費	(1)所要時間 20 分未満の場合	314	328 円	655 円	982 円
	(2)所要時間 30 分未満の場合	471	491 円	982 円	1,473 円
	(3)所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	823	858 円	1,715 円	2,573 円
	(4)所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	1,128	1,176 円	2,351 円	3,526 円
予防訪問看護費	(1)所要時間 20 分未満の場合	303	316 円	632 円	948 円
	(2)所要時間 30 分未満の場合	451	470 円	940 円	1,410 円
	(3)所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	794	828 円	1,655 円	2,482 円
	(4)所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	1,090	1,136 円	2,272 円	3,408 円

※利用者負担額（1 割～3 割）の算出方法

報酬単位×地区区分単位（10.42）＝A（小数点以下切り捨て）

A×0.9（1 割負担の場合）＝B（負担割合が 2 割の方は 0.8、3 割の方は 0.7 をかけて下さい）

A-B＝利用者負担額

※准看護師による訪問については、1 回につき 90%の単位数となります。

2 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担 10 割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。

年 月 日

指定訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

■ 事業所

住 所 : 茨城県水戸市梅香 1-2-50 1F

事業所名 : 医療法人 Epsilon 精神科訪問看護ステーション梅香

管 理 者 : 岩堀 亜紀子

説 明 者 : _____ (印)

私は、本書面に基づいて、医療法人 Epsilon 精神科訪問看護ステーション梅香より訪問看護サービス利用に際し、重要事項の説明を受けました。

■ 利用者

住 所 : _____

氏 名 : _____

連 絡 先 : _____ (印)

私は、本人の意思を確認し本人の代わり上記署名を行いました。

■ 代理人 (家族)

住 所 : _____

氏 名 : _____

続 柄 : (本人との関係) _____

連 絡 先 : _____ (印)